

構造配筋基準(1)

(仕様書: 令和7年版)
(作成: R7.8)

1 適用範囲

(a) この配筋基準は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の鉄筋工事に適用する。

(1) 普通コンクリート $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上、 36N/mm^2 以下
(2) 軽量コンクリート $F_c=18\text{N/mm}^2$ 以上、 27N/mm^2 以下 (1種・2種)

(3) 鉄筋 (異形鉄筋) SD295 SD345 SD390

(b) 構造設計図に示す事項は他は本基準による。

(c) 構造設計図及び本基準の他は下記による。
一般社団法人 公共建築協会
「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版」

2 鉄筋表示

2-1表 表示記号

鉄筋の種類	記号
異形鉄筋	
D10	○
D13	×
D16	◇
D19	●
D22	○
D25	○
D29	○
D32	○

3 一般事項

(a) 鉄筋は、設計図書に指定された寸法及び形状に合わせ、常温で正しく加工して組み立てる。
なお、異形鉄筋の径(本配筋基準、図及び表において「d」で示す。)は、呼び名に用いた数値とする。

(b) 有害な曲がり、損傷等のある鉄筋は、使用しない。

(c) コイル状の鉄筋は、直線状態にしてから使用する。この際、鉄筋に損傷を与えない。

(d) 鉄筋には、点付け溶接を行わない。また、アークストライクを起こしてはならない。

4 加工

(a) 鉄筋の切断は、シヤーカッター等により行う。

(b) 次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にフックを付ける。
(1) 柱の四隅にある主筋の重ね継手
(2) 最上階の柱の四隅にある主筋の柱頭定着
(3) 梁の出隅及び下階の両隅にある梁主筋の重ね継手(基礎梁を除く。)
(4) 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む。)
(5) 杭基礎のベース筋
(6) 帯筋、あばら筋及び止め筋

(c) 鉄筋の折曲げ形状及び寸法は、4-1表による。

折曲げ角度	折曲げ間隔	鉄筋の種類	折曲げ内法直径(D)		
			呼び名	D16以下	D19~D38
180°			4d以上		
135°			6d以上		
90°			3d以上	4d以上	5d以上
135°及び90°(止め筋)					

(注) 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端部の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

5 組立

鉄筋は、鉄筋継手部分及び交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束し、適切な位置にスペーサー、吊金物等を使用して、堅固に組み立てる。
なお、スペーサーは、所定の位置に鉄筋を保持するとともに、作業荷重等に耐えられるものとする。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

6 継手及び定着

(a) 鉄筋の継手は、重ね継手、ガス圧溶接継手、機械式継手又は溶接継手とし、適用は特記による。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。

(b) 鉄筋の継手位置は、特記による。

(c) 鉄筋の重ね継手は、次による。
なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(1) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、 $40d$ (軽量コンクリートの場合は $50d$)又は6-1表の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値とする。
(2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、6-1表による。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_1 (フックなし)	L_{1h} (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

(注) 1. L_1 、 L_{1h} : 重ね継手の長さ及びフックありの重ね継手の長さ
2. L_{1h} は、6-1図に示すようにフック部分を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(d) 隣り合う継手の位置は、6-2表による。ただし、スラブ筋でD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。
なお、先組み工法等で、柱及び梁の長筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に行ける場合は、特記による。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_a	L_b
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。)
2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ(片持小梁及び片持スラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 機械式定着工法の適用は、特記による。
機械式定着方法は、次による。
(i) 機械式定着方法は、「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」(平成19年5月18日 国土交通省告示第594号)及び「鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成23年4月27日 国土交通省告示第432号)に基づく性能を有するものとする。
(ii) 機械式定着工法の適用箇所及び種類は、特記による。
(iii) 鉄筋の必要定着長さ、補強筋、かぶり厚さ、品質、検査等については、工法ごとに定められた条件による。

(e) 鉄筋の定着は、次による。
(1) 鉄筋の定着の長さは、特記がなければ、6-3表による。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	直線定着の長さ		フックあり定着の長さ	
		L_1	L_2	L_{1h}	L_{2h}
SD295	18	45d	40d	35d	30d
	21	40d	35d	30d	25d
	24, 27	35d	30d	25d	20d
	30, 33, 36	35d	30d	25d	20d
SD345	18	50d	40d	35d	30d
	21	45d	35d	30d	25d
	24, 27	40d	35d	30d	25d
	30, 33, 36	35d	30d	25d	20d
SD390	21	50d	40d	35d	30d
	24, 27	45d	40d	35d	30d
	30, 33, 36	40d	35d	30d	25d

(注) 1. L_1 、 L_{1h} : 2. から4. までの直線定着の長さ及びフックありの定着の長さ
2. L_2 、 L_{2h} : 割製破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックありの定着の長さ
3. L_3 : 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐力スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4. L_{3h} : 小梁の下端筋のフックありの定着の長さ
5. フックありの定着の場合、6-2図に示すようにフック部分を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さ L_3 が、6-3表のフックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、特記による。特記がなければ、6-3図により、次の(1)から(III)まで全てを満足するものとする。
(I) 全長は、6-3表の直線定着の長さ以上とする。
(II) 余長は8d以上とする。
(III) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さ L_a 及び L_b は、6-4表に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、柱せいの3/4倍以上とする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L_a	L_b
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。)
2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ(片持小梁及び片持スラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 機械式定着工法の適用は、特記による。
機械式定着方法は、次による。
(i) 機械式定着方法は、「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」(平成19年5月18日 国土交通省告示第594号)及び「鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成23年4月27日 国土交通省告示第432号)に基づく性能を有するものとする。
(ii) 機械式定着工法の適用箇所及び種類は、特記による。
(iii) 鉄筋の必要定着長さ、補強筋、かぶり厚さ、品質、検査等については、工法ごとに定められた条件による。

(f) 溶接金網及びスパイラル筋の継手及び定着は、次による。
(1) 溶接金網の継手及び定着は、6-4図による。
なお、 L_1 は6-1表に、 L_2 及び L_3 は6-3表による。

(2) スパイラル筋の継手及び定着は、6-5図による。

7 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、特記による。特記がなければ、7-1表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

構造部分の種類	最小かぶり厚さ(mm)
スラブ、耐力壁以外の壁	20
柱、耐力壁	30
屋外	30
屋外	30
屋外	40
基礎、耐力スラブ	40
柱、梁、スラブ、壁	40
基礎、換気、耐力スラブ	60
煙突等高温を受ける部分	60

(注) 1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。また、塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所には適用しない。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ(仕上塗料、塗装等)のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び換気壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含めない。
4. 杭基礎の場合の基礎下端筋のかぶり厚さは、杭先端からとする。

(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

(d) 鉄筋相互のあきは7-1図により、次の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合は、特記による。
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 2.5mm
(3) 隣り合う鉄筋の径(呼び名に用いた数値d)の平均の1.5倍

(e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。

(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

8 直接基礎の配筋

(a) 独立基礎

8-1図 独立基礎の配筋

(b) 連続基礎

8-2図 連続基礎の配筋

【その他記載すべき事項】
(1) 鉄筋の種類及び呼び径(mm)
(2) 鉄筋の間隔(mm)又は本数
(3) 基礎の形状
(4) 基礎の底面のGL面からの深さ及び基礎スラブの厚さ(mm)
(5) はかま筋の有無

9 基礎接合部の補強配筋

9-1図 基礎接合部の補強配筋

(注) 1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。また、塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所には適用しない。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ(仕上塗料、塗装等)のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び換気壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含めない。
4. 杭基礎の場合の基礎下端筋のかぶり厚さは、杭先端からとする。

10 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

(a) 一般事項
(1) 梁筋は、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、10-1図による。
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、15(a)(2)による。

10-1図 梁筋の基礎梁内への定着

(b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長

10-2図 主筋の継手、定着及び余長(その1)

(c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長。ただし、耐力スラブが付く場合は、(d)による。

10-3図 主筋の継手、定着及び余長(その2)

(d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長

10-4図 主筋の継手、定着及び余長(その3)

【その他記載すべき事項】
鉄筋の種類及び呼び径(mm)

- 図示しない事項は、15による。
- 印は、継手及び余長位置を示す。
- 破線は、柱内定着の場合を示す。
- L_a の数値は、柱せいの3/4倍以上とする。

11 基礎梁のあばら筋

あばら筋組立の形及びフックの位置は、11(a)による。ただし、梁の上下にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、11-1図によることができる。

11-1図 あばら筋組立の形及びフックの位置

【その他記載すべき事項】
鉄筋の種類及び呼び径(mm)